

前橋都市計画道路の変更(群馬県決定)

都市計画道路3・4・49号敷島公園大師線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・49	敷島公園大師線	前橋市敷島町字蛇原	前橋市上細井町字檜下	前橋市荒牧町	約2,920m	地表式	2車線	18m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造 幹線街路と平面交差5箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

前橋都市計画道路3・4・49号敷島公園大師線は、前橋市と伊勢崎市を結ぶ主要地方道前橋西久保線の一部を構成する幹線道路である。

白川橋及び八幡橋について、既決定では架け替えを計画していたが、計画を実施する場合、周辺住民の生活への影響が発生する恐れがあるため、既存の橋梁を活かした計画に変更するものである。

また、現地の地形を考慮し、安全な道路機能を確保するために必要な区域に変更するものである。